



TOKIO MARINE
NICHIDO

2022年4月1日
以降始期用

外航船舶用

船舶保険の航路定限

次の一歩の力になる。
東京海上日動

目 次

まえがき	1
I. 一般商船の航路定限	3
1. 航路定限「世界水域」	3
2. Institute Warranties	5
3. 航路定限「世界水域」、Institute Warrantiesの比較	7
4. 航路定限「世界水域」およびInstitute Warrantiesで除外もしくは 季節により航行が制限されている水域	8
(1) 北米大西洋沿岸およびグリーンランド水域	9
(2) セント・ローレンス湾、川、水路および五大湖	10
(3) 北米太平洋沿岸および北米ベーリング海沿岸	11
(4) ベーリング海	12
(5) サハリン沿岸およびシベリア沿岸	14
(6) バルチック海およびノルウェイ沿岸	15
(7) 南米南端、ケルグレン島、クロセット諸島および南氷洋水域	16
5. インド石炭積載に関する規定について	16
II. 漁船の航路定限	17
III. バージラインシステム（押船、被押船）、被曳船の航路定限	19

ま え が き

被保険船舶が船舶保険契約上航行出来る水域を「航路定限」と呼んでいます。

東京海上日動（以下「弊社」といいます。）の船舶保険で外航船舶に使用している航路定限「世界水域」ならびにInstitute Warrantiesを図示いたしましたのでご利用願います。

この「航路定限」は契約締結時の合意にもとづき保険証券に明記されるものですが、船舶の運航上、保険証券に記載された航路定限の外へ航行する必要が生じることもあります。このように航路定限の外へ航行する場合の保険契約上の取扱いについては次のとおりとなっておりますので十分にご留意いただくようお願い申し上げます。

1. 和文約款

船舶保険普通保険約款では、第22条において、船舶が保険証券記載の航路定限の外に出ようとするときは、事前に保険会社にその旨をご通知いただき、承諾を請求するよう規定しています。

通知を受領した場合の保険会社の対応は同条において次のように定められています。

- ① 保険会社が書面によりその事実について承諾する場合は、その承諾後に生じた保険事故による損害に対して保険金を支払います。
- ② 保険会社がその事実について承諾しない場合は、その事実が発生した時以後に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、その事実がなくなった後において、当社が書面により承諾したときは、その承諾後に生じた保険事故による損害に対して保険金を支払います。
- ③ 保険契約者または被保険者が保険会社への通知を怠った場合には、保険会社は、その事実が発生した時以後に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

したがって、お客様におかれましては、航路定限の外に出ようとされる際、必ず事前に弊社にその旨をご連絡くださるようお願いいたします。

2. 英文約款

航路定限 (geographical limits of navigations) はwarrantyとして規定されており、このwarrantyに違反した場合、以後免責となりますが、保険者にその旨の通知を行ない、担保条件の変更および割増保険料について被保険者と保険者間の合意をみた場合は担保が継続されることになります。

Institute Time Clauses Hulls (1/10/83) に次のとおり規定されています。

ITC (1/10/83) 第3条

3 BREACH OF WARRANTY

Held covered in case of any breach of warranty as to cargo, trade, locality, towage, salvage services or date of sailing, provided notice be given to the Underwriters immediately after receipt of advices and any amended terms of cover and any additional premium required by them be agreed.

(仮訳) 積荷、貿易、場所、曳航、救助作業および発航日に関するいかなる担保違反の場合でも、被保険者が報告を受けた後、直ちに保険者に通知し、かつ、担保条件の変更および保険者の要求する割増保険料につき合意がなされた場合は、担保は継続する。

ご注意：

航路定限の外への航行についてお引受けするにあたっては、割増保険料に加え（割増保険料をいただかない場合もあります。）、本船が次に掲げる事項を満たしていることを条件とさせていただきます。

(1) 次に掲げる装置を装備していること。

① 2基の独立したレーダーセット

② 1つ以上の全地球航法衛星システム（米国のGPS、ロシアのGLONASS、欧州のGalileo、中国のCompassなど）

③ 無線トランシーバーおよびGMDSS

④ 天候図ファックス記録装置、または、これに代わる気象情報および航路情報を受信するための装置

⑤ 北緯70度以北を航行するときは、製造者またはその代理店が承認した緯度補正を施したジャイロコンパス

(2) (1)に規定するいずれの場合においても、すべての航行補助装置、レーダー、アルパ（自動衝突予防援助装置）、エコーサウンダー、スピードログ、ナブテックス、コンパス、クロノメーター、通信システム等が完全に作動し、有資格者によって操作されていること。

(3) 船員への最新の通知に基づいて更新された適切な航海用海図、航海指示書、無線信号のリスト、ログ信号、灯火、水先案内書を所持していること。

(4) 該当する沿岸国当局によって規定されたすべての水先案内要件、交通規制および管制を遵守すること。

なお、航行する水域によっては、上記に加え、別途条件を設定させていただくことがありますのでご注意ください。詳しくは、弊社までお問い合わせください。

保険の内容につきましてはパンフレットをご覧ください。詳細は「保険約款」によりませんが、ご不明な点がございましたら弊社までお問い合わせください。ご契約に際しては必ず「保険約款」をご覧ください。

I. 一般商船の航路定限

一般商船の航路定限として一般的に使用される、「世界水域」および「Institute Warranties」について以下ご案内申し上げます。

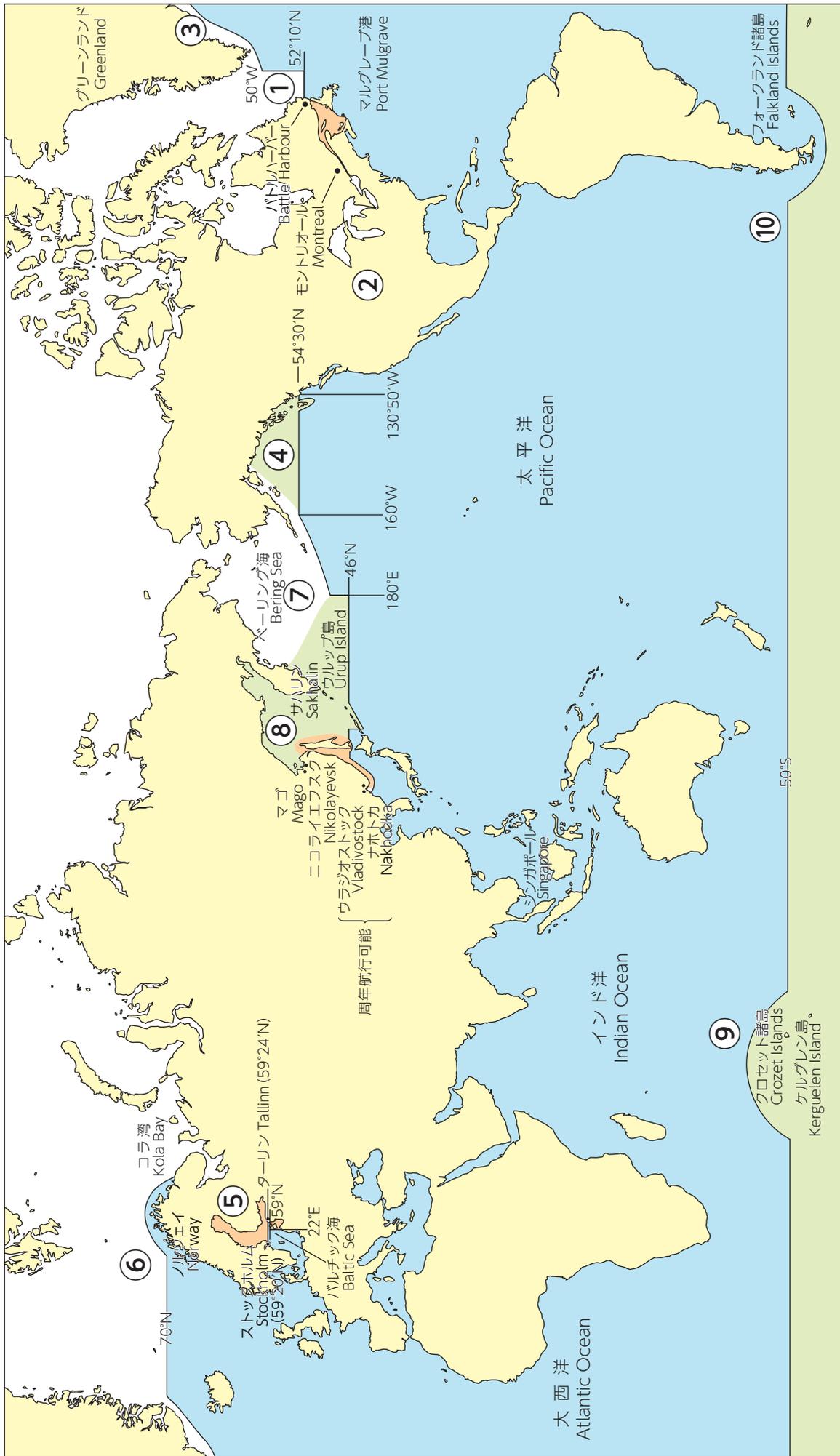
1. 航路定限「世界水域」(英文名: World-Wide Trading Warranties (1/4/97))

この航路定限は、海外で使用されているInstitute Warrantiesとほぼ同一の内容となっています。

世界航路。ただし、次の水域を除きます。

- (1) 北アメリカ大西洋沿岸（その河川および隣接する諸島を含みます。）の次の水域
 - ① 北緯52度10分以上、西経50度以西の水域
 - ② 12月21日から4月30日までの間、セント・ローレンス湾（バトル・ハーバーとピストレ湾、レイ岬とノース岬、ホークスベリー港とマルグレーブ港およびベイ・コモとマターンを結ぶ線により囲まれた水域）
 - ③ 12月1日から4月30日までの間、ベイ・コモとマターンを結ぶ線以西、モントリオール以東のセント・ローレンス川
- (2) 五大湖およびモントリオール以西（モントリオールを除きます。）のセント・ローレンス水路
- (3) グリーンランド水域
- (4) 西経130度50分以西の北アメリカ太平洋沿岸（その河川および隣接する諸島を含みます。）および北緯54度30分以上、西経160度以東の北太平洋水域。ただし、航路定限内の諸港間航行のために通過する場合を除きます。
- (5) バルチック海の次の水域
 - ① 12月10日から5月25日までの間、モー（北緯63度24分）とヴァーサ（北緯63度06分）を結ぶ線以北の水域（モーおよびヴァーサを除きます。）
 - ② 12月15日から5月15日までの間、ヴィープリ（東経28度47分）とナルヴァ（東経28度12分）を結ぶ線以東の水域（ヴィープリおよびナルヴァを除きます。）
 - ③ 1月8日から5月5日までの間、ストックホルム（北緯59度20分）とターリン（北緯59度24分）を結ぶ線以北の水域（ストックホルムおよびターリンを除きます。）
 - ④ 12月28日から5月5日までの間、北緯59度以南、東経22度以東の水域
- (6) 北緯70度以北の水域。ただし、ノルウェイ沿岸（その河川および隣接する諸島を含みます。）またはコラ湾へ往復航行する場合を除きます。
- (7) ベーリング海
- (8) シベリア沿岸（その河川および隣接する諸島を含みます。）および北緯46度以北、東経180度以西のアジア水域。ただし、次に記載するものを除きます。
 - ① ウラジオストックおよびナホトカ
 - ② 3月15日から11月14日までの間にサハリンならびにニコライエフスクおよびマゴよりウラジオストックに至るシベリア沿岸（その河川および隣接する諸島を含みます。）への航行。ただし、11月14日までに上記地域内の最後の港を航路定限内の港に向けて出帆することを条件とします。
 - ③ 航路定限内の諸港間航行のための通過
- (9) ケルグレン島およびクロセット諸島
- (10) 南緯50度以南の水域。ただし、次に記載するものを除きます。
 - ① パタゴニア、チリおよびフォークランド諸島
 - ② 航路定限内の諸港間航行のための通過

世界水域



- 航行可能水域
- 時期により航行可能な水域
- 航路定限内の諸港間航行のための通過は可能な水域
- 航行禁止水域

〔記号の説明〕

本図表上の①～⑩は、航路定限「世界水域」で除外または季節により航行が制限されている水域について、該当する約款上の項番を表しています。

2. Institute Warranties

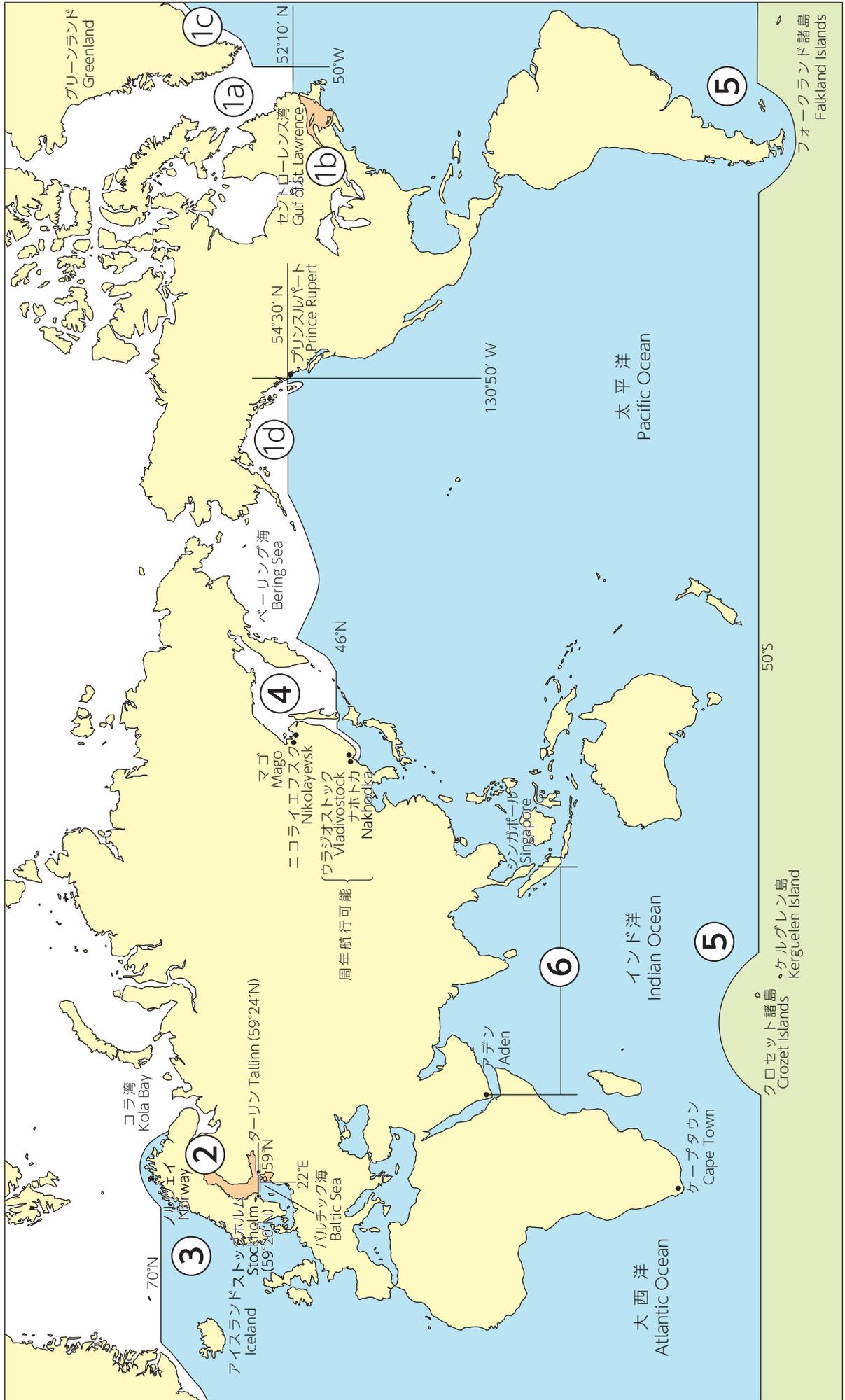
英国で制定され世界的にも広く使用されているInstitute Warrantiesは、世界水域を対象としたものです。

1/7/76

INSTITUTE WARRANTIES

1. Warranted no:-
 - (a) Atlantic Coast of North America, its rivers or adjacent islands,
 - (i) north of 52° 10' N. Lat. and west of 50° W. Long.;
 - (ii) south of 52° 10' N. Lat. in the area bounded by lines drawn between Battle Harbour/Pistolet Bay; Cape Ray/Cape North; Port Hawkesbury/Port Mulgrave and Baie Comeau/Matane, between 21st December and 30th April both days inclusive.
 - (iii) west of Baie Comeau/Matane (but not west of Montreal) between 1st December and 30th April both days inclusive.
 - (b) Great Lakes or St. Lawrence Seaway west of Montreal.
 - (c) Greenland Waters.
 - (d) Pacific Coast of North America its rivers or adjacent islands north of 54° 30' N. Lat., or west of 130° 50' W. Long.
2. Warranted no Baltic Sea or adjacent waters east of 15° E. Long.
 - (a) North of a line between Mo (63° 24' N. Lat.) and Vasa (63° 06' N. Lat.) between 10th December and 25th May b.d.i.
 - (b) East of a line between Viipuri (Vyborg) (28° 47' E. Long.) and Narva(28° 12' E. Long.) between 15th December and 15th May b.d.i.
 - (c) North of a line between Stockholm (59° 20' N. Lat.) and Tallinn (59° 24' N. Lat.) between 8th January and 5th May b.d.i.
 - (d) East of 22° E. Long. and south of 59° N. Lat. between 28th December and 5th May b.d.i.
3. Warranted not North of 70° N. Lat. other than voyages direct to or from any port or place in Norway or Kola Bay.
4. Warranted no Bering Sea, no East Asian waters north of 46° N. Lat. and not to enter or sail from any port or place in Siberia except Nakhodka and/or Vladivostock.
5. Warranted not to proceed to Kerguelen and/or Croset Islands or south of 50° S. Lat., except to ports and/or places in Patagonia and/or Chile and/or Falkland Islands, but liberty is given to enter waters south of 50° S. Lat., if *en route* to or from ports and/or places not excluded by this warranty.
6. Warranted not to sail with Indian Coal as cargo:-
 - (a) between 1st March and 30th June, b.d.i.
 - (b) between 1st July and 30th September, b.d.i., except to ports in Asia, not West of Aden or East of or beyond Singapore.

Institute Warranties



3. 航路制限「世界水域」、INSTITUTE WARRANTIES(I.W.)の比較

	航路制限「世界水域」 World-Wide Trading Warranties(1/4/97)	INSTITUTE WARRANTIES 1/7/76	備考 (相違点など)
北米大西洋水域	世界航路。ただし、次の水域を除きます。 (1) 北アメリカ大西洋沿岸（その河川および隣接する諸島を含みます。）の次の水域 ① 北緯52度10分以北、西経50度以西の水域 ② 12月21日から4月30日までの間、セント・ローレンス湾（バートル・ハーバーとピストレ湾、レイ岬とノーズ岬、ホークスベイとマタネを結ぶ線により囲まれた水域） ③ 12月1日から4月30日までの間、ベイ・コモエーとマターエンを結ぶ線以西、モントリオール以東のセント・ローレンス川 (2) 五大湖およびモントリオール以西（モントリオールを除きます。）のセント・ローレンス水路 (3) グリーランド水域	I. Warranted no:- (a) Atlantic Coast of North America, its rivers or adjacent islands, (i) north of 52° 10' N. Lat. and west of 50° W. Long.; (ii) south of 52° 10' N. Lat. in the area bounded by lines drawn between Battle Harbour/Pistole Bay; Cape Ray/Cape North; Port Hawkesbury/Port Mulgrave and Baie Comeau/Matane, between 21st December and 30th April both days inclusive. (iii) west of Baie Comeau/Matane (but not west of Montreal) between 1st December and 30th April both days inclusive. (b) Great Lakes or St. Lawrence Seaway west of Montreal. (c) Greenland Waters.	航路制限「世界水域」ではアラスカ湾内を航路制限内諸港間航行のため通過することは可。
バルチック海	(4) 西経130度50分以西の北アメリカ太平洋沿岸（その河川および隣接する諸島を含みます。）および北緯54度30分以北、西経160度以東の北太平洋水域。ただし、航路制限内の諸港間航行のために通過する場合は除きます。 (5) バルチック海の次の水域 ① 12月10日から5月25日までの間、モー（北緯63度24分）とヴァーサ（北緯63度06分）を結ぶ線以北の水域（モーおよびヴァーサを除きます。） ② 12月15日から5月15日までの間、ヴィープリ（東経28度47分）とナルヴァ（東経28度12分）を結ぶ線以東の水域（ヴィープリおよびナルヴァを除きます。） ③ 1月8日から5月5日までの間、ストックホルム（北緯59度20分）とターリン（北緯59度24分）を結ぶ線以北の水域（ストックホルムおよびターリンを除きます。） ④ 12月28日から5月5日までの間、北緯59度以南、東経22度以東の水域	2. Warranted no Baltic Sea or adjacent waters east of 15° E. Long. (a) North of a line between Mo (63° 24' N. Lat.) and Vasa (63° 06' N. Lat.) between 10th December and 25th May b.d.i. (b) East of a line between Viipuri (Vyborg) (28° 47' E. Long.) and Narva(28° 12' E. Long.) between 15th December and 15th May b.d.i. (c) North of a line between Stockholm (59° 20' N. Lat.) and Tallinn (59° 24' N. Lat.) between 8th January and 5th May b.d.i. (d) East of 22° E. Long. and south of 59° N. Lat. between 28th December and 5th May b.d.i.	
北米洋	(6) 北緯70度以北の水域。ただし、ノルウェー沿岸（その河川および隣接する諸島を含みます。）またはコラ湾へ往復航行する場合は除きます。	3. Warranted not North of 70° N. Lat. other than voyages direct to or from any port or place in Norway or Kola Bay.	
ベリリング海、シベリア沿岸	(7) ベーリング海 (8) シベリア沿岸（その河川および隣接する諸島を含みます。）および北緯46度以北、東経180度以西のアジア水域。ただし、次に記載するものを除きます。 ① ウラジオストックおよびナホトカ ② 3月15日から11月14日までの間にサハリンならびにニコライエフスクおよびマゴよりウラジオストックに至るシベリア沿岸（その河川および隣接する諸島を含みます。）への航行。ただし、11月14日までに上記地域内の最後の港を航路制限内の港に向けて出帆することを条件とします。 ③ 航路制限内の諸港間航行のための通過	4. Warranted no Bering Sea, no East Asian waters north of 46° N. Lat. and not to enter or sail from any port or place in Siberia except Nakhodka and/or Vladivostock.	シベリア沿岸の取扱いについて「世界水域」はIWより緩和しております。 (詳細は「世界水域」(8)②、③をご参照ください。) ・ 3月15日より11月14日の間、サハリンならびにシベリア沿岸の一部は航行可。 ・ シベリア沿岸を航路制限内諸港間航行のため通過することは可。
南水洋	(9) ケルグレン島およびクロセツ諸島 (10) 南緯50度以南の水域。ただし、次に記載するものを除きます。 ① パタゴニア、チリおよびフオークランド諸島 ② 航路制限内の諸港間航行のための通過	5. Warranted not to proceed to Kerguelen and/or Croset Islands or south of 50° S. Lat., except to ports and/or places in Patagonia and/or Chile and/or Falkland Islands, but liberty is given to enter waters south of 50° S. Lat., if en route to or from ports and/or places not excluded by this warranty.	
石炭積載	(記載なし)	6. Warranted not to sail with Indian Coal as cargo:- (a) between 1st March and 30th June, b.d.i. (b) between 1st July and 30th September, b.d.i., except to ports in Asia, not West of Aden or East of or beyond Singapore.	

4. 航路定限「世界水域」およびInstitute Warrantiesで除外もしくは季節により航行が制限されている水域

航路定限「世界水域」およびInstitute Warrantiesで除外もしくは季節により航行が制限されている水域について以下各々ご説明いたします。

ご注意：

航路定限の外への航行についてお引受けするにあたっては、割増保険料に加え（割増保険料をいただかない場合もあります。）、本船が次に掲げる事項を満たしていることを条件とさせていただきます。

- (1) 次に掲げる装置を装備していること。
 - ① 2基の独立したレーダーセット
 - ② 1つ以上の全地球航法衛星システム（米国のGPS、ロシアのGLONASS、欧州のGalileo、中国のCompassなど）
 - ③ 無線トランシーバーおよびGMDSS
 - ④ 天候図ファックス記録装置、または、これに代わる気象情報および航路情報を受信するための装置
 - ⑤ 北緯70度以北を航行するときは、製造者またはその代理店が承認した緯度補正を施したジャイロコンパス
- (2) (1)に規定するいずれの場合においても、すべての航行補助装置、レーダー、アルパ（自動衝突予防援助装置）、エコーサウンダー、スピードログ、ナブテックス、コンパス、クロノメーター、通信システム等が完全に作動し、有資格者によって操作されていること。
- (3) 船員への最新の通知に基づいて更新された適切な航海用海図、航海指示書、無線信号のリスト、ログ信号、灯火、水先案内書を所持していること。
- (4) 該当する沿岸国当局によって規定されたすべての水先案内要件、交通規制および管制を遵守すること。

なお、航行する水域によっては、上記に加え、別途条件を設定させていただくことがありますのでご注意ください。詳しくは、弊社までお問い合わせください。

(1) 北米大西洋沿岸およびグリーンランド水域

航路定限「世界水域」:

世界航路。ただし、次の水域を除きます。

- (1) 北アメリカ大西洋沿岸（その河川および隣接する諸島を含みます。）の次の水域
 - ① 北緯52度10分以北、西経50度以西の水域
- (3) グリーンランド水域

Institute Warranties :

1. Warranted no:-
 - (a) Atlantic Coast of North America, its rivers or adjacent islands,
 - (i) north of 52° 10' N. Lat. and west of 50° W. Long.;
 - (c) Greenland Waters.



a. ラブラドル (LABRADOR) 方面への航路定限外航行の取扱い

Hopedale以南の水域に7月1日から10月30日までに就航する場合、および、Hopedale以北の水域に7月1日から10月25日までに就航する場合は割増保険料をもってお引受けいたします。

b. チャーチル (CHURCHILL) への航路定限外航行の取扱い

次の点を条件として、割増保険料をもって、お引受けいたします。

- (a) 8月15日以降に北緯60度以北のHudson Straitに入域し、10月14日までに同水域を出域すること。
- (b) 北緯60度以北のHudson Straitに入域する直前およびチャーチルを出帆する直前には「The Arctic Canada Vessel Traffic Management System」(NORDREG Canada) の勧告を受け、それに従うこと。

c. グリーンランド水域への航路定限外航行の取扱い

北緯75度以南のグリーンランド水域を、6月1日から12月31日までに就航する場合について、割増保険料をもって、お引受けいたします。

(2) セント・ローレンス湾、川、水路および五大湖

航路定限「世界水域」:

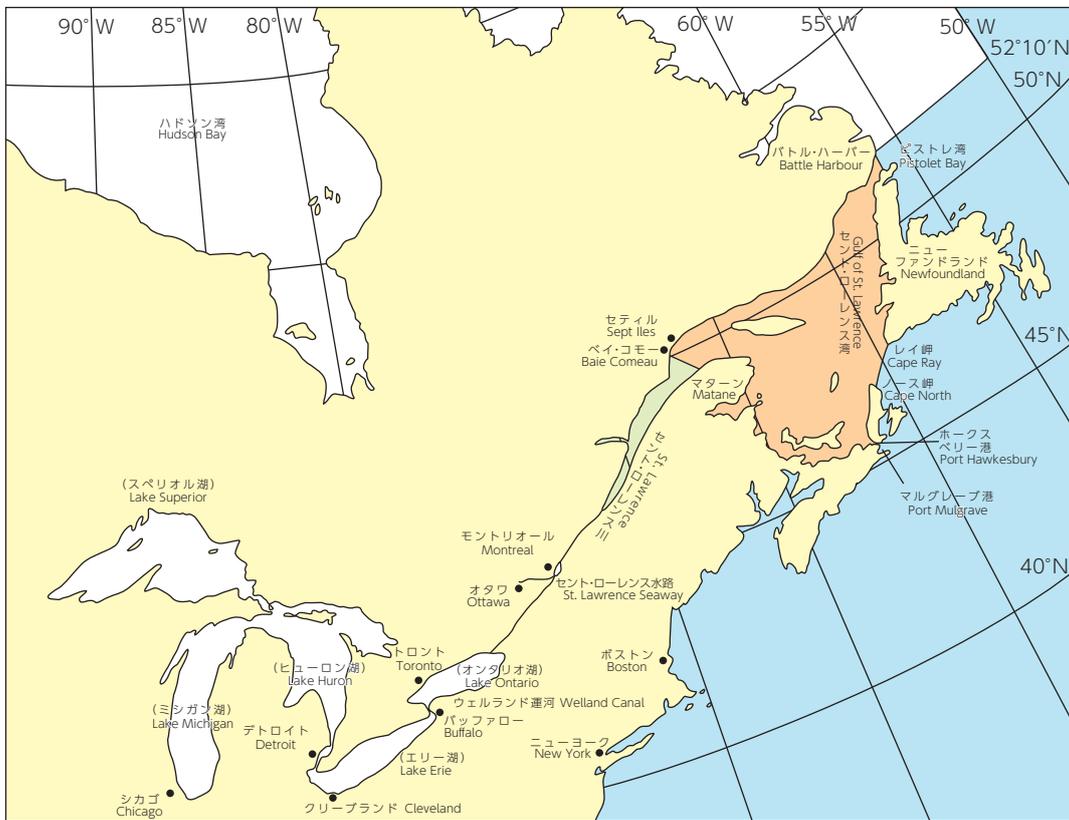
世界航路。ただし、次の水域を除きます。

- (1) 北アメリカ大西洋沿岸（その河川および隣接する諸島を含みます。）の次の水域
 - ② 12月21日から4月30日までの間、セント・ローレンス湾（バトル・ハーバーとピストレ湾、レイ岬とノース岬、ホークスベリー港とマルグレーブ港およびベイ・コモとマターンを結ぶ線により囲まれた水域）
 - ③ 12月1日から4月30日までの間、ベイ・コモとマターンを結ぶ線以西、モントリオール以東のセント・ローレンス川
- (2) 五大湖およびモントリオール以西（モントリオールを除きます。）のセント・ローレンス水路

Institute Warranties:

1. Warranted no:-

- (a) Atlantic Coast of North America, its rivers or adjacent islands,
 - (ii) south of 52° 10' N. Lat. in the area bounded by lines drawn between Battle Harbour/Pistolet Bay; Cape Ray/Cape North; Port Hawkesbury/Port Mulgrave and Baie Comeau/Matane, between 21st December and 30th April both days inclusive.
 - (iii) west of Baie Comeau/Matane (but not west of Montreal) between 1st December and 30th April both days inclusive.
- (b) Great Lakes or St. Lawrence Seaway west of Montreal



航行可能水域
 5月1日～12月20日の間航行可能水域
 5月1日～11月30日の間航行可能水域
 航行禁止水域

セント・ローレンス湾、セント・ローレンス川、セント・ローレンス水路および五大湖方面への航路定限外航行の取扱い

- (a) セント・ローレンス湾とは、バトル・ハーバーとピストレ湾、レイ岬とノース岬、ホークスベリー港とマルグレーブ港およびベイ・コモとマターンを結ぶ線により囲まれた水域を指します。
セント・ローレンス湾入出域時はThe Eastern Canada Routing System(ECAREG CANADA)のIce Operation Officerの勧告を受け、それに従うことが条件となります。
- (b) セント・ローレンス川とは、ベイ・コモとマターンを結ぶ線以西、モントリオール以東のセント・ローレンス川を指します。
Sept Iles以西のセント・ローレンス川に航行する場合、関係するCanadian Coast Guard Traffic Centreの勧告を受けて、それに従うことが条件となります。
- (c) セント・ローレンス水路（モントリオール以西）および五大湖方面への航行については、The St. Lawrence Seaway Authority-Seaway Traffic Control Canadian Coast Guard Traffic Center、またはCanadian Coast Guard “Ice Toronto” Serviceまたは、Vessel Traffic Services Systemの勧告を受け、それに従うことが条件となります。

(3) 北米太平洋沿岸および北米ベーリング海沿岸

航路定限「世界水域」:

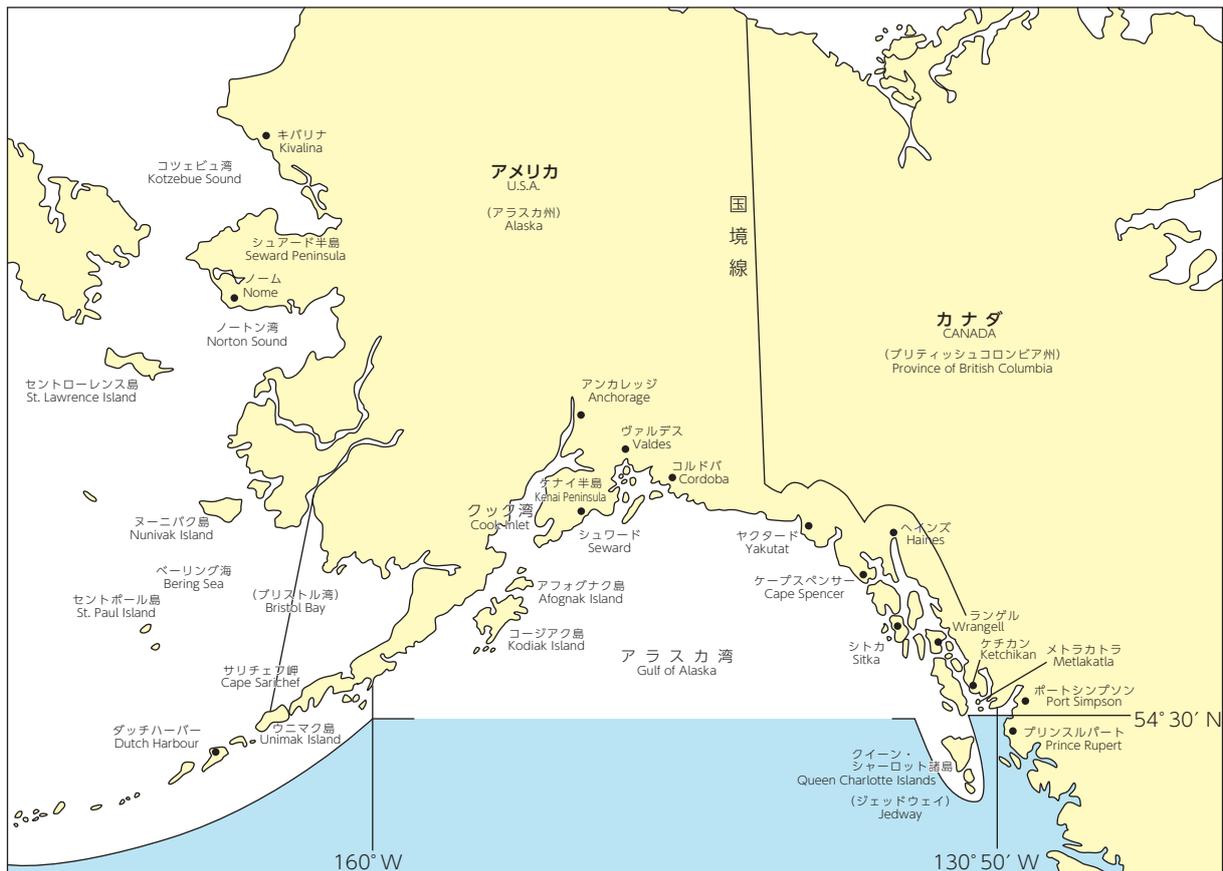
世界航路。ただし、次の水域を除きます。

(4) 西経130度50分以西の北アメリカ太平洋沿岸（その河川および隣接する諸島を含みます。）および北緯54度30分以上、西経160度以東の北太平洋水域。ただし、航路定限内の諸港間航行のために通過する場合を除きます。

Institute Warranties :

1. Warranted no:-

(d) Pacific Coast of North America its rivers or adjacent islands north of 54° 30' N. Lat., or west of 130° 50' W. Long.



航行可能水域
 航行禁止水域

(4) ベーリング海 (除く、北米ベーリング海沿岸の諸港津)

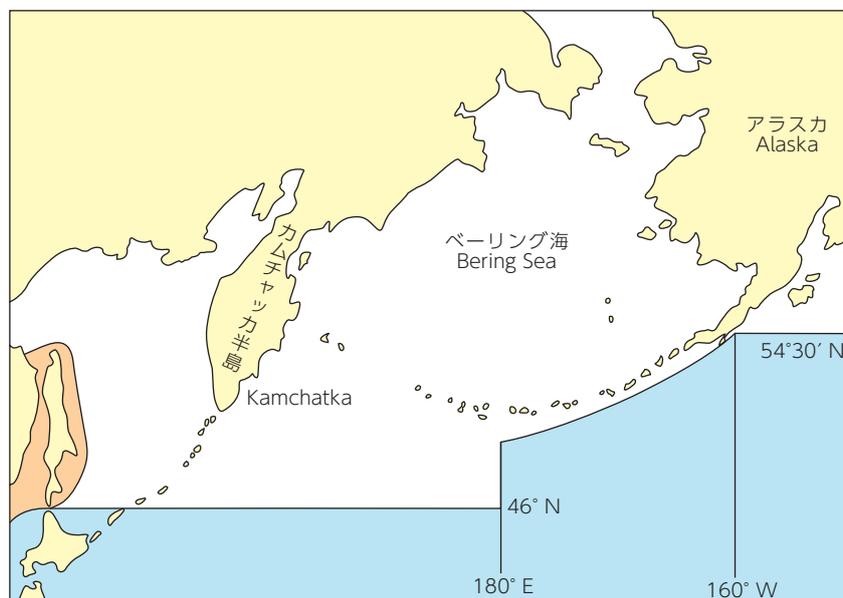
航路定限「世界水域」:

世界航路。ただし、次の水域を除きます。

(7) ベーリング海

Institute Warranties :

4. Warranted no Bering Sea, no East Asian waters north of 46° N. Lat. and not to enter or sail from any port or place in Siberia except Nakhodka and/or Vladivostock.



■ 航行可能水域 ■ 時期により航行可能な水域 □ 航行禁止水域

ベーリング海通過の取扱い

航路定限内の諸港間を航行するために、ベーリング海を通過する場合には、最新の水路図および、1つ以上の全地球航法衛星システム、無線トランシーバーおよびGMDSS、天候図ファックス記録装置、または、これに代わる気象情報および航路情報を受信するための装置、ジャイロコンパスを装備し、かつ、正規の資格を有する乗組員がその装置を操作することを条件として、無割増で担保されます。(ベーリング海航行特別条項ご参照)

また、ベーリング海出入に際しては、特定航路に限定されています。(次頁ご参照)

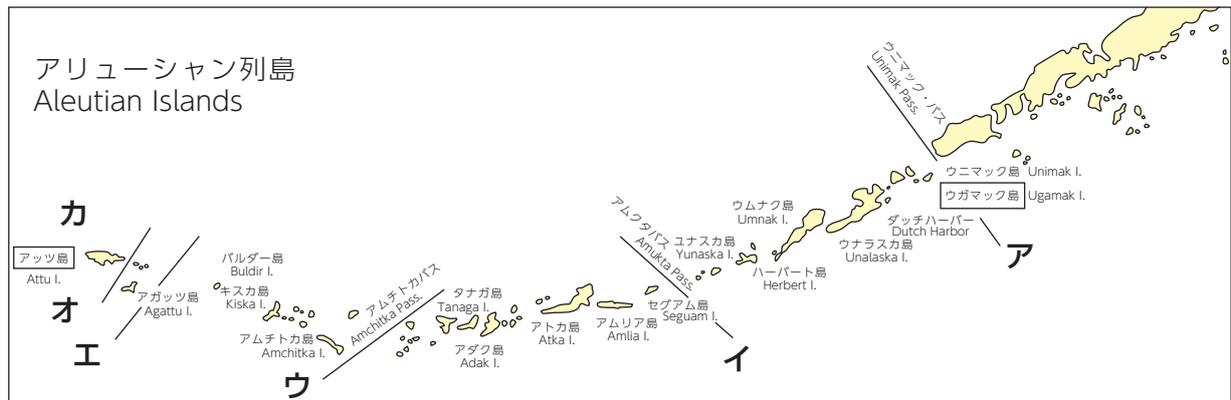
ベーリング海航行特別条項

(2022年4月1日改正)

第1条 この保険証券記載の航路定限の規定にかかわらず、被保険船舶は、航路定限内の諸港間航行のためにベーリング海を通過することができます。ただし、ベーリング海の通過にあたり、次の①～③までの事項を条件とします。

- ① ベーリング海の最新の水路図を装備していること。
- ② ベーリング海出入に際しては、次のいずれかの水域を航行すること。
 - ア. ウニマック・パス
 - イ. アムクタ・パス
 - ウ. アムチトカ・パス
 - エ. バルダー島／アガッツ島間
 - オ. アガッツ島／アッツ島間
 - カ. アッツ島以西
- ③ 次に掲げる装置を装備し、かつ、正規の資格を有する乗組員がその装置を操作すること。
 - ア. 1つ以上の全地球航法衛星システム（米国のGPS、ロシアのGLONASS、欧州のGalileo、中国のCompassなど）
 - イ. 無線トランシーバーおよびGMDSS
 - ウ. 天候図ファックス記録装置、または、これに代わる気象情報および航路情報を受信するための装置
 - エ. ジャイロコンパス

第2条 当社は、第1条に規定する条件の全部または一部に反する事実が発生した場合は、その事実が発生した時以後に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、当社が書面により承諾したときは、この規定を適用しません。



(5) サハリン沿岸およびシベリア沿岸

航路定限「世界水域」:

世界航路。ただし、次の水域を除きます。

(8) シベリア沿岸（その河川および隣接する諸島を含みます。）および北緯46度以北、東経180度以西のアジア水域。ただし、次に記載するものを除きます。

- ① ウラジオストックおよびナホトカ
- ② 3月15日から11月14日までの間にサハリンならびにニコライエフスクおよびマゴよりウラジオストックに至るシベリア沿岸（その河川および隣接する諸島を含みます。）への航行。ただし、11月14日までに上記地域内の最後の港を航路定限内の港に向けて出帆することを条件とします。
- ③ 航路定限内の諸港間航行のための通過

Institute Warranties :

4. Warranted no Bering Sea, no East Asian waters north of 46° N. Lat. and not to enter or sail from any port or place in Siberia except Nakhodka and/or Vladivostock.

(注) IWでは年間を通じて北緯46度以北の水域およびシベリア沿岸（ナホトカ、ウラジオストックを除く）を除外しているのに対し、「世界水域」では上記のとおり就航期間によりシベリア沿岸の取扱いについて緩和された内容となっております。



- 航行可能水域
- 「世界水域」の場合：時期により航行可能水域
「Institute Warranties」の場合：航行禁止水域
- 航行禁止水域

注) ウラジオストック、ナホトカ（ナホトカ湾内の諸港を含む）へは年間航行可能です。

(6) バルチック海およびノルウェイ沿岸

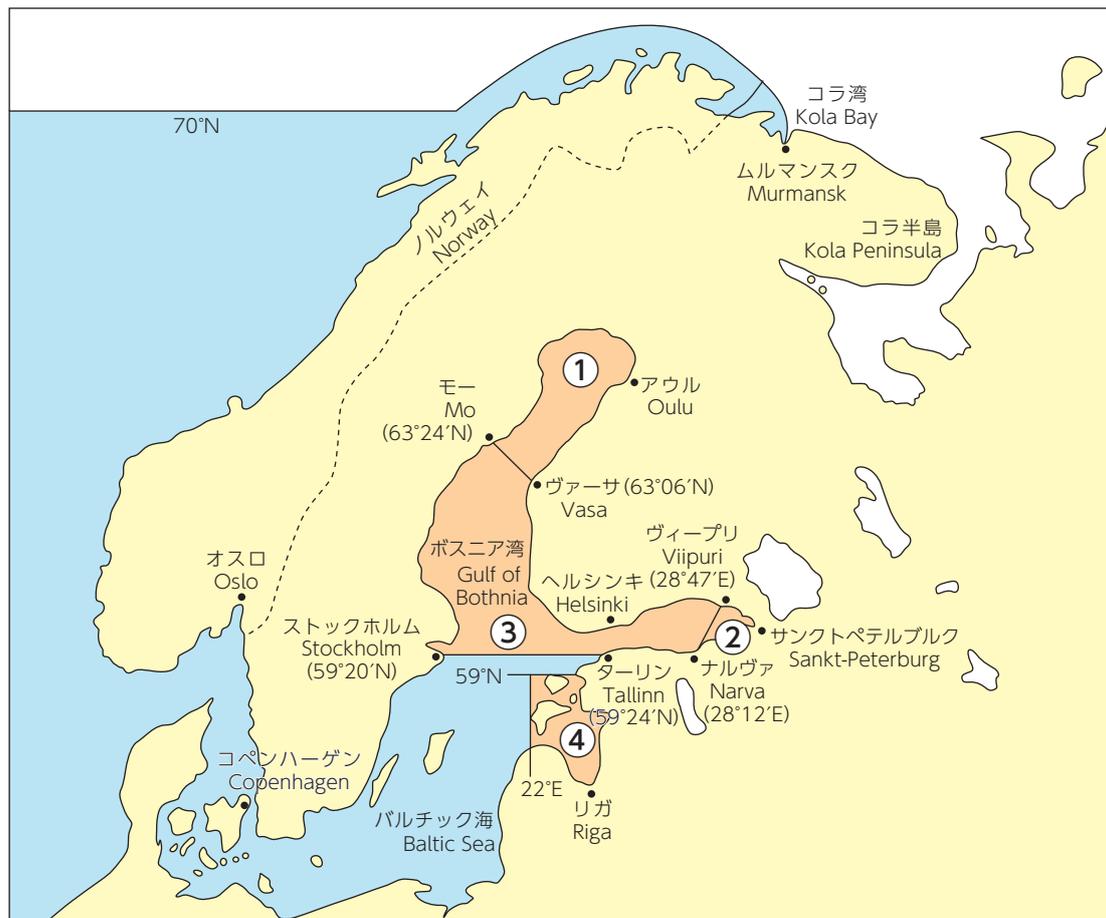
航路定限「世界水域」:

世界航路。ただし、次の水域を除きます。

- (5) バルチック海の次の水域
- ① 12月10日から5月25日までの間、モー（北緯63度24分）とヴァーサ（北緯63度06分）を結ぶ線以北の水域（モーおよびヴァーサを除きます。）
 - ② 12月15日から5月15日までの間、ヴィープリ（東経28度47分）とナルヴァ（東経28度12分）を結ぶ線以东の水域（ヴィープリおよびナルヴァを除きます。）
 - ③ 1月8日から5月5日までの間、ストックホルム（北緯59度20分）とターリン（北緯59度24分）を結ぶ線以北の水域（ストックホルムおよびターリンを除きます。）
 - ④ 12月28日から5月5日までの間、北緯59度以南、東経22度以东の水域
- (6) 北緯70度以北の水域。ただし、ノルウェイ沿岸（その河川および隣接する諸島を含みます。）またはコラ湾へ往復航行する場合を除きます。

Institute Warranties :

2. Warranted no Baltic Sea or adjacent waters east of 15° E. Long.
 - (a) North of a line between Mo (63° 24' N. Lat.) and Vasa (63° 06' N. Lat.) between 10th December and 25th May b.d.i.
 - (b) East of a line between Viipuri (Vyborg) (28° 47' E. Long.) and Narva (28° 12' E. Long.) between 15th December and 15th May b.d.i.
 - (c) North of a line between Stockholm (59° 20' N. Lat.) and Tallinn (59° 24' N. Lat.) between 8th January and 5th May b.d.i.
 - (d) East of 22° E. Long. and south of 59° N. Lat. between 28th December and 5th May b.d.i.
3. Warranted not North of 70° N. Lat. other than voyages direct to or from any port or place in Norway or Kola Bay.



- 航行可能水域
 時期により航行可能水域（以下の期間航行可能となります）
 航行禁止水域
- | | |
|------------------|-----------------|
| ① 5月26日～12月9日の間 | ③ 5月6日～1月7日の間 |
| ② 5月16日～12月14日の間 | ④ 5月6日～12月27日の間 |

(7) 南米南端、ケルグレン島、クロセット諸島および南氷洋水域

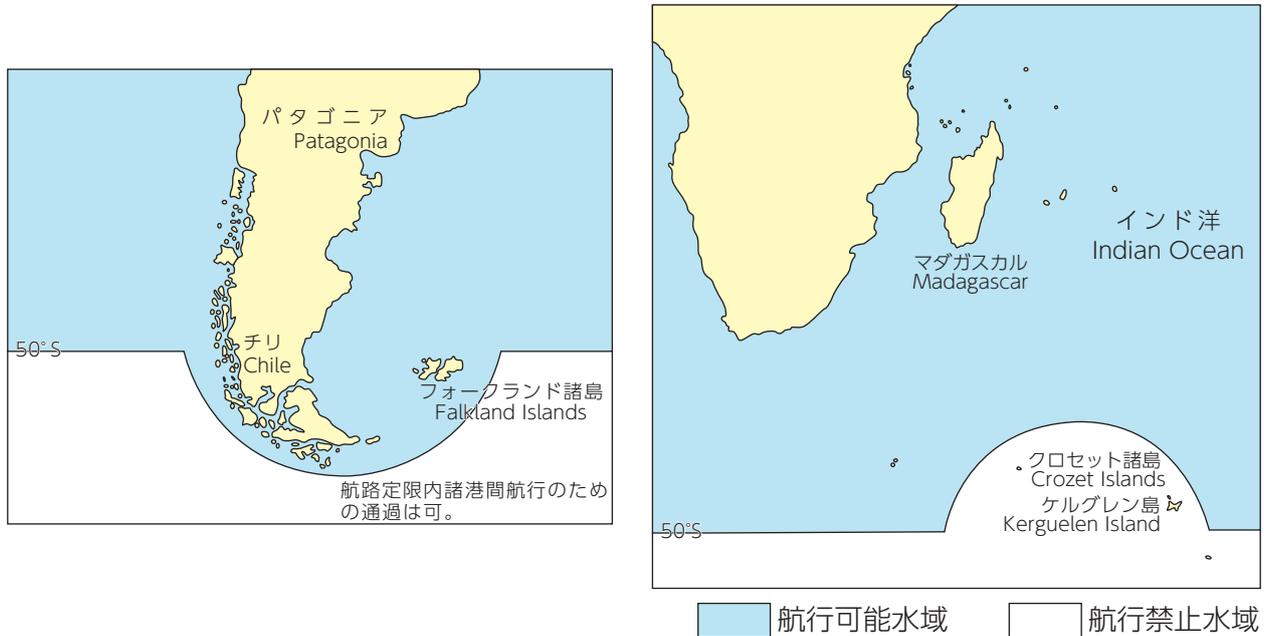
航路定限「世界水域」:

世界航路。ただし、次の水域を除きます。

- (9) ケルグレン島およびクロセット諸島
- (10) 南緯50度以南の水域。ただし、次に記載するものを除きます。
 - ① パタゴニア、チリおよびフォークランド諸島
 - ② 航路定限内の諸港間航行のための通過

Institute Warranties :

5. Warranted not to proceed to Kerguelen and/or Croset Islands or south of 50° S. Lat., except to ports and/or places in Patagonia and/or Chile and/or Falkland Islands, but liberty is given to enter waters south of 50° S. Lat., if *en route* to or from ports and/or places not excluded by this warranty.



5. インド石炭積載に関する規定について

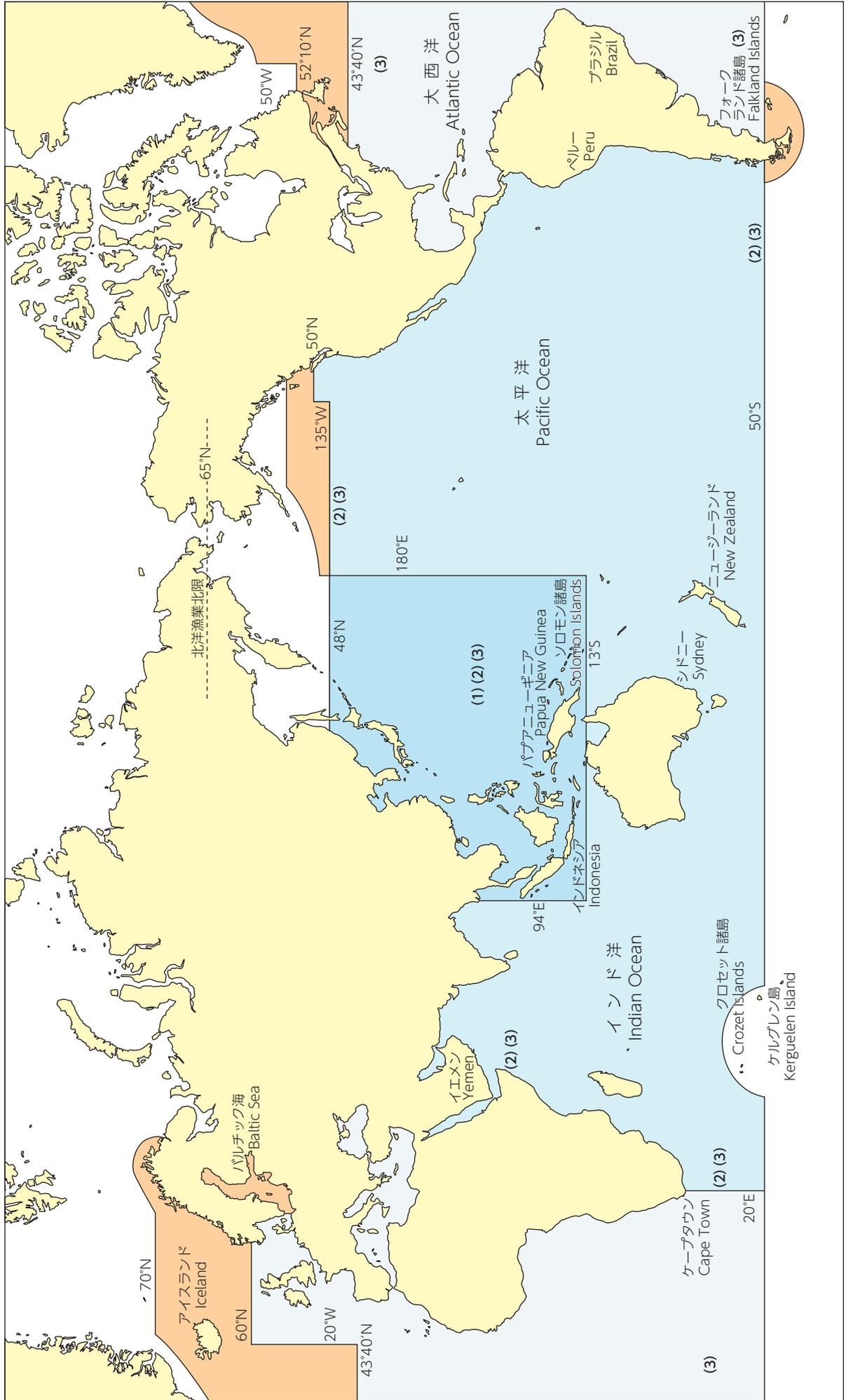
Institute Warranties :

6. Warranted not to sail with Indian Coal as cargo:-
- (a) between 1st March and 30th June, b.d.i.
 - (b) between 1st July and 30th September, b.d.i., except to ports in Asia, not West of Aden or East of or beyond Singapore.

Ⅱ．漁船の航路定限

航路定限(1)	東経94度以東、東経180度以西、北緯48度以南、南緯13度以北の太平洋およびインド洋
〃 (2)	東経20度以東、北緯50度以南、南緯50度以北の太平洋およびインド洋。 ただし、次の水域および航行を除きます。 ① 北緯48度以北、西経135度以西の太平洋 ② ケルグレン島およびクロセット諸島への航行
〃 (3)	北緯50度以南、南緯50度以北の太平洋、南緯50度以北のインド洋および北緯60度以南、南緯50度以北の大西洋。ただし、次の水域および航行を除きます。 ① 北緯48度以北、西経135度以西の太平洋 ② 北緯43度40分以北、西経20度以西の大西洋 ③ バルチック海 ④ ケルグレン島およびクロセット諸島への航行

漁船の航路制限：(1)、(2)、(3)



注： **(1)** は、航路限定「世界水域」では航行可能な水域ですが、漁船の航路制限(2)または(3)では除外されている水域を指します。

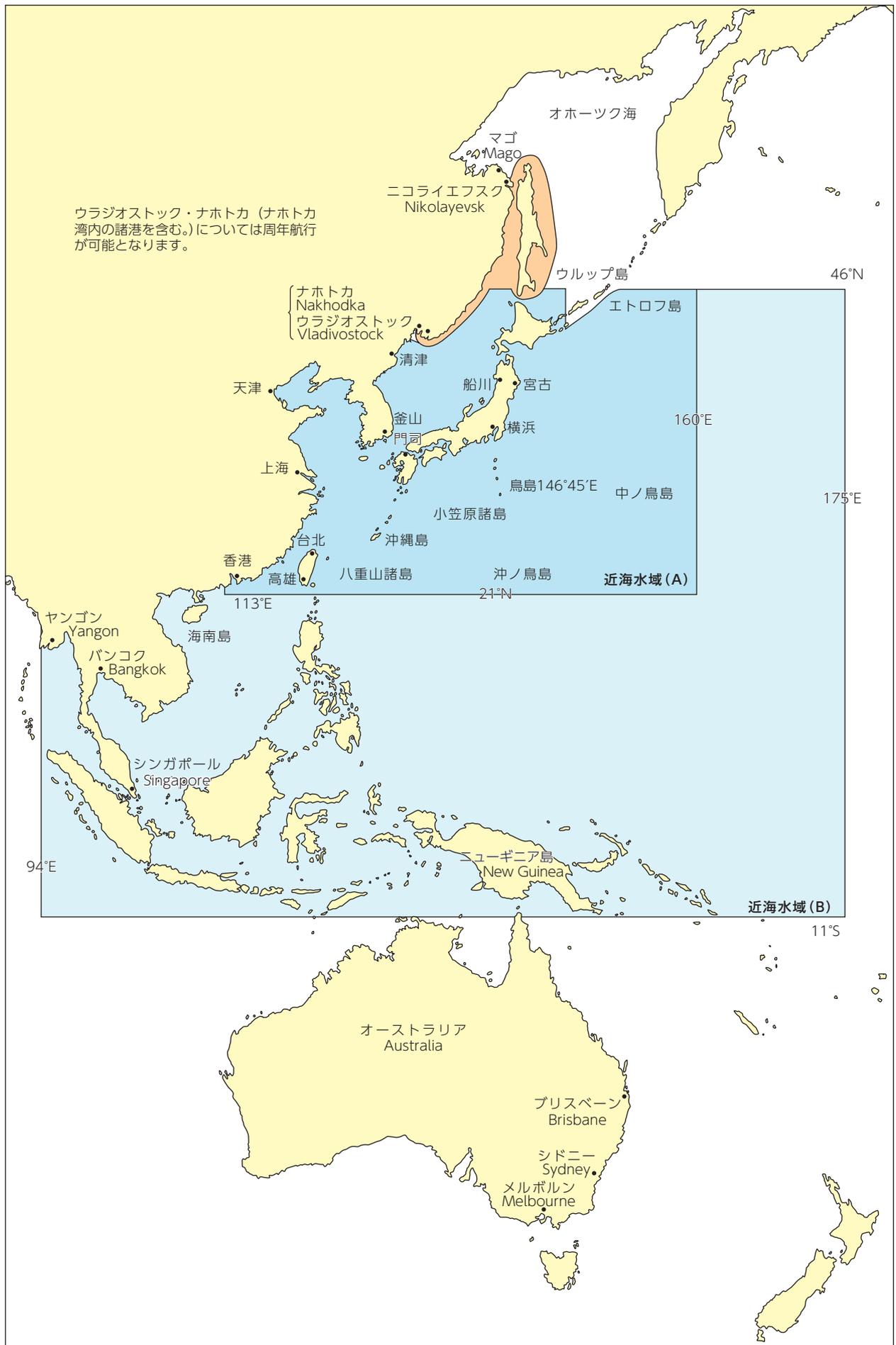
Ⅲ. バージラインシステム（押船、被押船、被曳船）の航路定限

(1) 航路定限「近海水域（A）」

- | |
|--|
| <p>(1) 北緯46度以南、同21度以北および東経160度以西、同113度以東の水域。ただし、シベリア沿岸（その河川および隣接する諸島を含みます。）ならびに択捉島およびウルップ島を除きます。</p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、次の航行をすることができます。</p> <ul style="list-style-type: none">① ウラジオストックおよびナホトカへの航行② 3月15日から11月14日までの間、サハリンならびにニコライエフスクおよびマゴよりウラジオストックに至るシベリア沿岸（その河川および隣接する諸島を含みます。）への航行。ただし、11月14日までに上記地域内の最後の港を航路定限内の港に向けて出帆することを条件とします。 |
|--|

(2) 航路定限「近海水域（B）」

- | |
|--|
| <p>(1) 北緯46度以南、南緯11度以北および東経175度以西、同94度以東の水域。ただし、シベリア沿岸（その河川および隣接する諸島を含みます。）ならびに択捉島およびウルップ島を除きます。</p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、次の航行をすることができます。</p> <ul style="list-style-type: none">① ウラジオストックおよびナホトカへの航行② 3月15日から11月14日までの間、サハリンならびにニコライエフスクおよびマゴよりウラジオストックに至るシベリア沿岸（その河川および隣接する諸島を含みます。）への航行。ただし、11月14日までに上記地域内の最後の港を航路定限内の港に向けて出帆することを条件とします。 |
|--|



3月15日～11月14日の間航行可能水域：ただし、11月14日までに上記地域内の最後の港を航路定限内の港に向けて出帆しなければなりません。



TOKIO MARINE
NICHIDO